

dXインターネットFAXサービス利用規約【現改比較表】2024年9月30日現在

～2024年9月29日（利用規約改定前）	2024年9月30日（利用規約改定後）～
<p>第5条（本サービスの利用契約）</p> <p>本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとしします。</p> <p><u>1.</u> 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとしします。</p> <p><u>2.</u> 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2)申込者が第15条（契約者の行為）の定めに違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。</p> <p>(4)申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。</p> <p>(5)申込者が第38条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。</p> <p><u>(6)</u> 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>	<p>第5条（本サービスの利用契約）</p> <p><u>1.</u>本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとしします。</p> <p><u>2.</u> 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとしします。</p> <p><u>3.</u> 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2)申込者が第15条（契約者の行為）の定めに違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3)申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。</p> <p>(4)申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。</p> <p>(5)申込者が第38条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。</p> <p><u>(6)</u> <u>申込者の法人番号について当社が確認できなかったとき。</u></p> <p><u>(7)</u> 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>

3. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社間に成立するものとします。

4. 契約者から本サービスの利用申込があった場合、当社又は当社の業務委託先は、当社が別に定める方法により契約者の本人確認及び拠点確認を行います（拠点確認は、固定電話番号を希望する契約者に限り行います）。契約者の本人確認を行うことができない場合、当社は本サービスの利用申込を承諾しません

4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社間に成立するものとします。

5. 契約者から本サービスの利用申込があった場合、当社又は当社の業務委託先は、当社が別に定める方法により契約者の本人確認及び拠点確認を行います（拠点確認は、固定電話番号を希望する契約者に限り行います）。契約者の本人確認を行うことができない場合、当社は本サービスの利用申込を承諾しません。

附則（令和 6 年 9 月 24 日 C A S 3 サ 000400001615-01 号）

（実施期日）

この改正規定は令和 6 年 9 月 30 日から実施します。